

鶴見区鶴見中央四丁目土地、港北区菊名七丁目土地及び青葉区藤が丘一丁目土地の公募売却を実施します！！

横浜市では、保有資産の有効な利活用の一環として、**鶴見区鶴見中央四丁目、港北区菊名七丁目及び青葉区藤が丘一丁目**に所在する市有地について、**価格固定プロポーザル方式***による公募売却を実施します。

今回公募を開始する3物件は、「平成28年度二段階一般競争入札」による公募を実施しましたが、いずれも落札に至らなかったため、再公募を行うものです。

※ 価格固定プロポーザル方式とは、売却価格を固定した上で事業提案内容の審査により事業予定者を決定する公募手法です。

■ 物件の表示

物件番号	【土地の名称】 土地の所在	用途地域等 建ぺい率・容積率	地目 (公簿)	地積 (実測)
①	【鶴見区鶴見中央四丁目土地】 横浜市鶴見区鶴見中央四丁目21番15	商業地域 80%・600%	宅地	800.03㎡※
②	【港北区菊名七丁目土地】 横浜市港北区菊名七丁目929番7及び929番8	準住居地域 60%・200%	雑種地	1,302.00㎡
③	【青葉区藤が丘一丁目土地】 横浜市青葉区藤が丘一丁目14番49	第二種中高層住居専用地域 60%・150% 第一種低層住居専用地域 50%・80%	宅地	1,005.98㎡

※ 区画整理による換地地積

■ 公募売却価格

物件番号	土地の名称	総額 (㎡単価)
①	鶴見区鶴見中央四丁目土地	224,248,409円 (280,300円/㎡)
②	港北区菊名七丁目土地	280,320,600円 (215,300円/㎡)
③	青葉区藤が丘一丁目土地	247,974,070円 (246,500円/㎡)

■ スケジュール

事業予定者決定までの間、継続して受付を行う常時公募とします。応募があった物件は、次の期間は、募集を中断して、提案審査に移ります。審査の結果、事業予定者の決定に至らなかった場合は、募集を再開します。

応募がなかった物件については、次の期間に引き続き募集を行います。

第1回 受付期間	応募受付期間	平成29年7月10日(月)～平成29年9月22日(金)
	審査期間	平成29年10月～平成29年11月
	事業予定者決定	平成29年11月
	契約 所有権移転・土地引渡し	平成29年12月
第2回 受付期間	応募受付期間	平成29年10月2日(月)～平成29年12月22日(金)
	審査期間	平成30年1月～平成30年2月
	事業予定者決定	平成30年2月
	契約 所有権移転・土地引渡し	平成30年3月
第3回 受付期間	応募受付期間	平成30年1月4日(木)～平成30年3月23日(金)
	審査期間	平成30年4月～平成30年5月
	事業予定者決定	平成30年5月
	契約 所有権移転・土地引渡し	平成30年6月

※ 日程等は都合により変更される場合があります。

※ 交付・受付場所：横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市財政局管財部資産経営課（横浜市役所本庁舎4階） Tel 045-671-2273

※ 募集要項は、資産経営課のホームページでも御覧いただけます。 <http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/toti/hoyutochi>

お問合せ先
財政局資産経営課長 水口 浩之 Tel 045-671-2198

(参考) 土地利用条件

物件番号	土地の名称	土地利用条件
①	鶴見区 鶴見中央四丁目 土地	<p>(1) 募集用途 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二に基づき、商業地域内に建築することができる建築物で、周辺環境と調和したものとします。 ただし、下記に掲げるものの用として建築物の全部又は一部を利用するものは除きます。 ア 興行・集会を目的とする施設、旅館、ホテル、飲食の提供を伴う店舗その他これらに類するものの用 イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用 ウ 前記イに定めるもののほか、反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用 エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用</p> <p>(2) 附帯設置を要する施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車駐車場（建築物の屋内又は屋外に150台以上） ・ 地域防犯への取組に供する施設 ・ 地域防災への取組に供する施設 ・ 地球温暖化対策への取組に供する施設 <p>(3) 市内事業者の活用 設計、施工又は管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p>
②	港北区 菊名七丁目 土地	<p>(1) 募集用途 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二に基づき、準住居地域に建築することができる建築物で、隣接する休日急患診療所等の周辺環境と調和したものとします。 ※ 敷地割りをすることは不可とします。</p> <p>(2) 附帯設置を要する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化されたオープンスペース（敷地南西部に事業者が設置・管理 100㎡程度） ※ 設置・管理の方法は、応募者の提案によるものとします。 ・ 地域貢献に供する施設（子育て支援、防災機能等） ※ 内容は、応募者の提案によるものとします。 <p>(3) 市内事業者の活用 設計、施工又は管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p>
③	青葉区 藤が丘一丁目 土地	<p>(1) 募集用途 公益的施設（診療所・幼稚園・デイサービス・老人ホーム又はこれらに類する施設）で低層（高さ等の取扱いのとおり）のものとして。 なお、西側の道路に面する部分の2階以下で建物総面積の過半を超えない範囲において店舗・事務所を設置することを可とします。また、周辺環境と調和したものとします。 （高さ等の取扱い） 第二種中高層住居専用地域部分：当該用途地域の高さ等の制限内で階層は3階までとします。 第一種低層住居専用地域部分：当該用途地域の高さ等の制限内で階層は2階までとします。 ※ 敷地割りをすることは不可とします。</p> <p>(2) 附帯設置を要する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交流施設（事業者が設置・運営し、地域の交流促進に寄与する屋内型の施設として100㎡程度） ・ 地域防災に供する施設 ・ 地球温暖化対策に供する施設 <p>(3) 市内事業者の活用 設計、施工又は管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p>